二・三　［略］

四　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十六条第一項第四号において同じ。）の教育委員会

五　中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。第四十六条第一項第五号において同じ。）の教育委員会

2　前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教員養成に関する学部を置く大学とすることができる。）の指導の下に、運営されなければならない。

3　［略］

第三十七条　免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学の教員（前章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。以下この章及び第六章において同じ。）

二　［略］

2・3　［略］

第三十九条　第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項（第三十六条第一項第一号又は第三号に掲げるものにあつては、第二号を除く。）を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～十四　［略］

2・3　［略］

第四十六条　免許法認定通信教育を開設することのできる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学

二　免許法に定める授与権者

三　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

四　指定都市の教育委員会

五　中核市の教育委員会

2　前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定通信教育は、大学（開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする認定通信教育の課程の場合には、当分の間、教員養成に関する学部を置く大学とすることができる。）の指導の下に、運営されなければならない。

3　［略］

第四十六条の二　［略］

2　前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが開設する免許法認定通信教育の講師の半数以上は、大学の教員でなければならない。

3　前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが、第一項第二号に掲げる者を講師として委嘱しようとするときは、指導を受ける大学の意見を聞かなければならない。

二・三　［略］

四　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会

五　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

2　前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。）の指導のもとに、運営されなければならない。

3　［同上］

第三十七条　免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学の教員（第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。以下この章及び第六章において同じ。）

二　［同上］

2・3　［同上］

第三十九条　第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～十四　［同上］

2・3　［同上］

第四十六条　免許法認定通信教育は、開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に限り開設することができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　［同上］

第四十六条の二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］